

## 論文内容の要旨

論文題目 『根本説一切有部律』「薬事」の研究——経典「引用」を中心に

氏名 八尾 史

### 第一部：『根本説一切有部律』「薬事」とその経典引用

根本説一切有部 *Mūlasarvāstivādin*（以下「根本有部」）はインド仏教においてもっとも有力な教団（部派）のひとつであったとみられる。しかしその教理を伝える経典の集成「経蔵」は完全な形では現存しない。一方、この部派の出家者の生活規則を集成した聖典「律蔵」には数多くの経典が「引用」されていることが知られている。したがって、失われた「経蔵」の内容を解明するためには「律蔵」が質量ともにそなえた不可欠の資料となる。

しかしこの律蔵『根本説一切有部律』 *Mūlasarvāstivāda-vinaya*（以下『根本有部律』）は、きわめて膨大な文献であるために全体を通しての研究が難しく、経典引用の問題もいまだ整理されていない。全体としてどれだけの経典が存在するのかもあきらかにされていないのが現状である。また、この文献における経典の「引用」のありかたには問題があり、経典とみられる文章を個別に律自体の文脈に照らして検証し、それらがどの程度経典の本文として扱われうるかという点を極力明確にする必要がある。

本研究では『根本有部律』の一章であり経典引用の多いことで知られる「薬事」 *Bhaiṣajya-vastu* を対象とし、その経典引用の実態を解明するとともに、「薬事」の錯綜した構造を整理し、全体の訳注という形で総合的な理解を示す。

根本有部の経蔵は相応・長・中・増一の四阿含からなり、そのうちある程度まとまって現存するものは相応阿含の漢訳と長阿含のサンスクリット写本のみである。一方、『根本有部律』はサンスクリット写本、漢訳、チベット語訳の三種が現存し、そのうちもっとも完備したものがチベット語訳である。

『根本有部律』が律規定のほかに経典や説話類を大量に含むことは他部派の「律蔵」に類を見ない特徴である。これらの経典や説話類は早くからその存在が知られており、それ自体主要な研究対象として、また他文献への比較資料として扱われてきた。特に「律」の側からの研究として、漢訳をもとに経典引用のリストを示した平川彰、また経典や説話類が本来律の中で成立し、経蔵にとりこまれたという假説を述べたグレゴリー・ショペン Gregory Schopen の研究がある。

「薬事」は冒頭と末尾の律規定およびその因縁譚を列挙する部分と、中盤の長い説話部分からなり、説話部分は仏の遊行という大まかな筋の中に大小さまざまな挿話が組み込まれている。挿話群の中には律規定に直接間接にかかわるもの、まったくかかわらないものの両者があって、それらの中に経典相当の文章も含まれている。しかし経典であるということはかならずしも明示されず、また「引用」の形態は一定ではないため、何ををもって「経典引用」とみなすかという基準を設ける必要がある。『根本有部律』内の実例をもとに、「経典」であることの確実性を五段階に区分し、その第一から第四を本研究では扱うこととする。「薬事」サンスクリット、チベット語訳、漢訳三本の全体にわたって、A:「経典」とみとめられる箇所、B:その現存する平行経典、C:その「経典」が律の文脈において占めている位置や記述内容の重大な問題点、および平行経典との異同等、D:関連する先行研究の一覧を提示する。

調査の結果、「経典」相当の記述は重複を含めて40箇所を数え、分量にしてデルゲ版約四百葉からなる「薬事」全体の約三分之一を占めることがあきらかになった。サンスクリット、チベット語訳、漢訳三本のそれぞれで「引用」の様相はしばしばことなり、特に、一本は経典名に言及せず全文を出すのに対し一本は経典名を挙げて経典の本文自体は省略するといった形が多くみられる。全文を出す例はチベット語訳に圧倒的に多いが、チベット語訳が省略して漢訳が全文の例もあり、比較的近似する漢訳とサンスクリットの間にもしばしば大きな相違がみられる。

「薬事」における経典のありかたには通常の「引用」という概念には適しない特徴がある。まず、全文を出しながら経典名に引用する箇所は「薬事」には皆無であり、経典名が挙げられるのは単に本文の省略を補うため

の参照先を指示するためにすぎない。出典をあきらかにして引用文を提示するという発想はそこにはみられない。また、通常「引用」では引用元の文章をそのまま手を加えずにひきうつし、引用文の範囲も明確にされるのに対し、「薬事」の中の「経典」はそのような扱いをうけていない。経典本来の内容に増広、改変を加えた上で「薬事」の文脈にとりこまれたとみられる例が少なくなく、「薬事」の文脈に合わせて経典内容の主題が変更されている場合さえある。さらに経典の文章と「薬事」独自の文章との境界はしばしば曖昧である。経典はその出自を問題とすることなく、「薬事」という長い物語を構成するための可塑的な素材として集められているのであり、その点で、経典に同定されない他の説話と区別しえない。それらを「引用」とよびうるのは、ある文章が別の文章からとりこんだものという最低限の意味においてである。

ショペンが『根本有部律』の「臥具事」を題材に、律規定を解説するものとして説話・経典が成立したという可能性を提示している。しかしこれに対して「薬事」中の「経典」のあるものは異なった様相を示す。それらの大部分は律規定にまったく関係をもたず、また律規定に関係する場合であってもそれは経典内容のごく一部についてであって、経典自体が律規定の説明のために成立したとは考えられない。それらの経典は、律規定とは無縁のところから移入されたものとする方が無理がない。その一方、経典全体の中では不自然に置かれている挿話部分が律規定との関係で成立したと考えられる例も存在する。したがって律蔵と経蔵の関係については、いづれが先かを問うことはきわめて困難であり、より複雑な相互関係が想定されてよいと考えられる。

## 第二部：チベット語訳「薬事」訳注

訳注は唯一「薬事」全体が現存するチベット語訳にもとづき、サンスクリット語写本、漢訳との異同を適宜提示する。サンスクリット語写本『根本有部律』の各章や平行資料を利用しつつ、チベット語訳のもととなったサンスクリット語原典を極力想定した翻訳とする。チベット語訳はデルゲ版、トクパレス写本の二本、サンスクリット語写本はおもに影印版を使用する。

訳注に附随して、二つの問題を整理する。第一は「律」中に置かれた目次であるウッダーナ uddāna の問題点であり、ウッダーナと本文との齟齬、また複数あるウッダーナの間の階層関係などが挙げられる。第二はチベット語訳のトクパレス写本に関する問題である。「薬事」後半においてトクパレス写本はデルゲ版とその他五本の写本、版本との間に四点の構造的な相違があることがあきらかになった。これは筆写の過程で生じた過誤では

なく意図的に書き換えられたものとみられる例を含んでいる。

附録として、論文末尾に「薬事」サンスクリット写本、漢訳、チベット語訳三本の対照表を提示する。